

出荷前管理の再徹底を！

10月1日から食品の基準値(100 ベクレル/kg)が牛肉にも正式に適用されます。今後、基準値を超えることがないように、適切な飼養管理と出荷前の確認の再徹底をお願いします。

これまで牛肉が基準値を超えたケースとそれらの対策

【ケース1】

暫定許容値を超えているため給与できないはずの粗飼料が誤ってえさに混入し、そのまま牛に給与してしまった。

【ケース2】

出荷に当たり、給与牧草の放射性セシウム濃度を確認し必要な期間の飼い直しを行ったが、過去に給与していた牧草に非常に濃度が高いものがあったため、牛肉の濃度が基準値を超えた。



対策

・許容値以下の飼料のみを食べさせましょう

【ケース3】

農家から聞いていた牧草の給与量が、実際に牛が食べていた量よりかなり少なかったため、飼い直しが不十分なうちに出荷されてしまった。

【ケース4】

県の職員は、飼い直しが必要と指導していたが、農家へ指示がきちんと伝わっていなかったため、牛が飼い直しされずそのまま出荷されてしまった。

飼い直し
してくださいね



飼い慣らし？
よくなついとるよ



対策

・家畜保健衛生所等によく相談しましょう

【ケース5】

草地更新後の牧草は使って良いと考え濃度を確認せずに牛に給与していたが、更新前の牧草がそのまま残っていたため、収穫した牧草が暫定許容値を超えていた。

ブロロロ...



対策

・更新効果を確認してから牧草を使いましょう



解説

○ 飼料の管理(暫定許容値以下を給与)を徹底

汚染により利用できない飼料の保管に当たっては、目印をつけ別の場所に保管(写真右下)するなど、誤って利用しないよう留意しましょう。

また、牛が勝手に屋外の雑草等を食べないように、放牧ができない地域では、牛が舎外へ出ないように注意しましょう。

その他、放射性セシウム濃度が分からなくなってしまった牧草などは、放射性セシウム濃度を確認してから利用するようにしましょう。なお、濃度の確認方法については、家畜保健衛生所等へ御相談下さい。



○ 飼い直しは、家畜保健衛生所等の指示を確実に遵守

廃用牛を出荷する場合は、家畜保健衛生所等の職員が、出荷までに食べていた飼料の放射性セシウム濃度や量から飼い直しに必要な期間を計算・指示します。

廃用牛の出荷に当たっては、必ず家畜保健衛生所等へご相談下さい。なお、その際は、これまで牛が摂取した飼料等の全てを伝え、指示された事項については、確実に実施して下さい。



○ 草地更新後でも、濃度を確認してから給与

牧草の放射性セシウム濃度を下げるためには、草地更新が有効です。しかし、これが不適切な場合(例:前の牧草が枯死しておらず再生した、土壌のカリ濃度やpHが低かった等)は、更新しても牧草の放射性セシウム濃度が暫定許容値を超えてしまう場合があります。

草地更新後は、家畜保健衛生所等へ連絡し、牧草の放射性セシウム濃度を確認してから利用して下さい。

